

令和 4 年 11 月 30 日
原子力規制庁 検査監督総括課

• 軽微事例集の削除

令和 2 年度の原子力規制検査の運用開始から 2 年以上が経過しており、検査指摘事項の実績が蓄積されてきた。これを踏まえ、現在「検査気づき事項のスクリーニングに関するガイド」の参考資料として記載のある軽微事例集については、米国 NRC の検査ガイドの記載を参考としているものであり、誤解を招くおそれがあるため、当該軽微事例集は削除する。

また、これまでの検査指摘事項については、原子力規制委員会 HP に四半期毎に一覧を掲載しており¹、これを検査指摘事項集として今後も整備していきたい。今後、これまでの検査指摘事項の分析を行い、その結果、ガイドに反映すべき内容については、反映を行う。

¹ 検査指摘事項一覧のページ：<https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/shiteki.html>

• チーム検査における予定調整

第 9 回検査制度に関する意見交換会合において、事業者から意見のあったチーム検査の日程調整に関する内容について、現状、原子力規制庁は少なくとも 3 か月前には事業者と予定調整を行っているものの、検査の予定調整については少なくとも 3 か月前に行う旨を「共通事項に係る検査運用ガイド」に記載する。

※検査官内の情報共有については、検査官の問題意識が違う場合において、過去と同じ質問を行うことはありえると考え、この留意事項をガイドに記載することは見送る。

• 過去の検査指摘事項に基づく重要度評価の考え方の追加（管理区域境界の線量に関するもの）

令和 2 年度第 4 四半期の検査指摘事項「高浜発電所 A 廃棄物庫における不適切な放射性廃棄物の収容による管理区域境界の線量率（目安値）超過」を踏まえ、管理区域境界の線量率に関するパフォーマンス劣化があった際の重要度評価の考え方を記載する。

※第 8 回検査制度に関する意見交換会合資料 2-1 で案として提示した一時立入者の被ばくに関して、定量的な基準を設ける必要性については、今後改めて検討することが必要であるため、改正は行わない。